

平成 30 年度 特定項目監査

「主管課契約における随意契約について」



東京都板橋区監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成30年度特定項目監査の結果を別紙のとおり公表する。

平成31年3月28日

東京都板橋区監査委員

菊地裕之

同

川口志朗

同

中野くにひこ

同

中妻じょうた

目次

第 1	監査実施概要	3
1	監査の種類	3
2	監査テーマ	3
3	監査テーマ設定の趣旨	3
4	監査の着眼点	3
5	監査対象及び監査方法	3
6	監査実施期間	3
第 2	監査結果	4
1	主管課契約の状況	4
2	主管課契約の相手先選定に係る手続きは適切に行われているか。 .	6
3	契約手続きにおける競争性、公正性は確保されているか。	9
4	主管課契約における履行確認は適切に行われているか。	11
第 3	総括意見	13

第1 監査実施概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査

2 監査テーマ

「主管課契約における随意契約について」

3 監査テーマ設定の趣旨

平成28年4月の板橋区契約事務規則の改正により、主管課契約が可能な金額が引き上げられ、主管課による契約事務の範囲が拡大した。

これに伴い、各課における、随意契約に係る事務の権限が広がった。そこで、今年度の特定項目監査では、主管課で行われた随意契約のうち、特定の事業者一者をあらかじめ指定した契約（以下「特命随意契約」という。）について、事務が適切に処理されているかを検証した。

4 監査の着眼点

- (1) 主管課契約の相手先選定に係る手続きは適切に行われているか。
- (2) 契約手続きにおける競争性、公正性は確保されているか。
- (3) 主管課契約における履行確認は適切に行われているか。

5 監査対象及び監査方法

- (1) 監査対象とする主管課契約は、平成29年度中に行われた主管課契約のうち、特命随意契約として締結した契約を対象とした。
- (2) 監査は、平成30年度の定期監査対象の全ての部署を対象とし、定期監査に合わせて監査委員による聴取を行った。
- (3) 区の契約事務を統括する総務部庁舎管理・契約課に対し、平成31年1月31日（木）に聴取を行った。

6 監査実施期間

平成30年4月2日（月）から平成31年2月28日（木）まで

第2 監査結果

1 主管課契約の状況

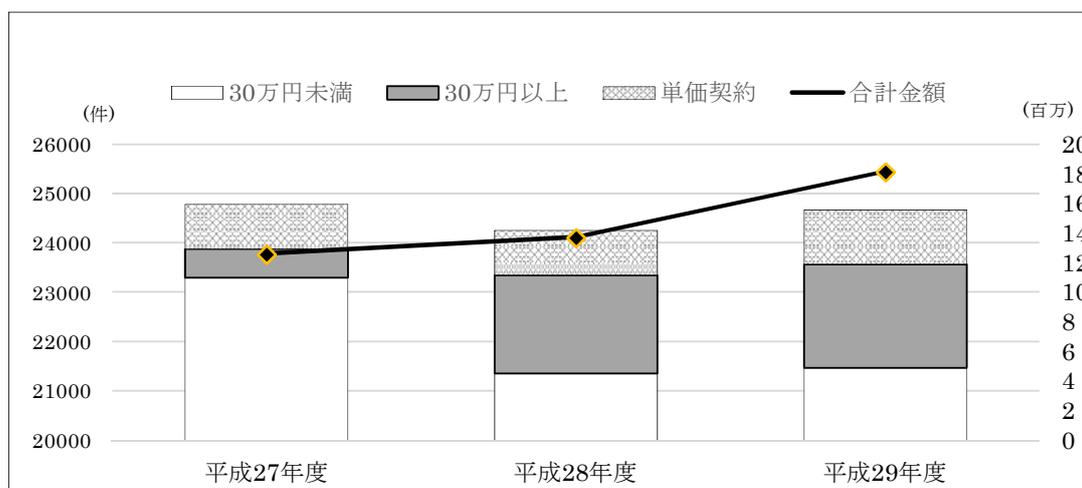
区全体の契約の状況は、表1^{※1}のとおりである。このうち、主管課契約の占める割合は、件数で93.4%、金額で42.1%である。

〈表1 区全体の契約の状況〉

契約種別		件数	構成比	金額	構成比
庁舎管理・ 契約課契約	競争入札	947件	3.6%	13,708,607千円	31.8%
	随意契約	802件	3.0%	11,296,040千円	26.2%
主管課契約		24,674件	93.4%	18,164,042千円	42.1%
計		26,423件	100.0%	43,168,689千円	100.0%

過去3年間における主管課契約の状況は、図^{※2}のとおりである。主管課契約の可能な金額が引き上げられた平成28年度から30万円以上の主管課契約の件数は大きく増えている。

〈図 過去3年間における主管課契約の状況〉



主管課契約の集計は、表2^{※3}(P5)のとおりである。このうち特命随意契約が占める割合は、件数で41.6%、金額で92.4%である。

また、特命随意契約の状況は、表3(P5)のとおりである。契約の種類で全体に占める割合が大きいものは、件数で物品購入契約が47.7%、金額で委託契約が56.8%である。

※1：庁舎管理・契約課資料から抜粋。

※2：庁舎管理・契約課資料をもとに作成。

※3：監査対象部署から提出された調書をもとに監査委員事務局で集計。以降の表も同じ。

〈表 2 主管課契約の集計〉

契約種別	件数	構成比	金額	構成比
特命随意契約	6,067件	41.6%	16,054,298千円	92.4%
見積競争	8,503件	58.4%	1,328,953千円	7.6%
計	14,570件	100.0%	17,383,251千円	100.0%

〈表 3 特命随意契約の状況〉

種類	件数	構成比	金額	構成比
委託	1,153件	19.0%	9,113,243千円	56.8%
工事・修繕	1,205件	19.8%	245,469千円	1.5%
物品購入	2,892件	47.7%	189,750千円	1.2%
印刷製本	79件	1.3%	7,570千円	0.0%
その他	738件	12.2%	6,498,266千円	40.5%
計	6,067件	100.0%	16,054,298千円	100.0%

2 主管課契約の相手先選定に係る手続きは適切に行われているか。

各部の特命随意契約における業者選定の理由は、表4^{※4}のとおりである。

- ①緊急性が高く複数の見積を徴する暇がない
- ②目的物が特定の者でなければ調達できない
- ③機械、システム保守等で製造元、開発者等以外では履行できない
- ④法令等により相手方が特定されている
- ⑤障がい者支援施設等やシルバー人材センターとの特定随意契約
- ⑥小規模事業者との契約
- ⑦その他

〈表4 特命随意契約における業者選定の理由〉 単位：件

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
政 策 経 営 部	440	53	20	4	5	55	48	625
総 務 部	17	115	19	0	24	118	54	347
危 機 管 理 室	0	12	8	0	8	4	18	50
区 民 文 化 部	13	63	10	0	23	27	57	193
産 業 経 済 部	1	67	24	0	9	70	27	198
健康生きがい部(保健所)	25	338	55	15	30	402	143	1,008
福 祉 部	3	47	5	2	48	36	219	360
子 ども 家 庭 部	69	92	135	66	5	43	107	517
資 源 環 境 部	8	28	13	8	2	45	82	186
都 市 整 備 部	44	18	11	6	10	41	37	167
土 木 部	30	62	33	0	16	38	138	317
会 計 管 理 室	0	6	7	0	0	5	7	25
教育委員会事務局	40	245	88	13	31	164	162	743
選挙管理委員会事務局	14	18	3	0	5	0	11	51
農業委員会事務局	0	8	1	0	4	1	0	14
監査委員事務局	0	9	0	0	0	7	0	16
区 議 会 事 務 局	0	20	1	0	2	12	8	43
小 ・ 中 学 校	119	369	55	35	17	345	267	1,207
計	823	1,570	488	149	239	1,413	1,385	6,067

※小・中学校には天津わかしお学校を含む

※⑦には付合契約^{※5} (257件)を含む

特命随意契約の業者選定に関する各部の状況では、②の「目的物が特定の者でなければ調達できない」による理由が1,570件で最も多く、全体の25.9%を占めている。次いで⑥の「小規模事業者との契約」が1,413件、23.3%である。

小規模事業者との契約実績は、各課の努力により年々上がってきているが、特定の事業者に偏って契約する傾向が見られた。

※4：調査回答は、①から⑦までの選択肢から一番近いものを選択する形式で集計した。

※5：付合契約とは契約当事者である企業等があらかじめ一方的に契約内容を決定し、相手方が契約内容を選択する自由を持たない契約で、電気、ガス、水道の供給等の契約をいう。

なお、⑦の「その他」で主なものは、付合契約、再リース契約、プロポーザルの選定結果による契約のほか、「近隣で納品が確実」等の理由であった。

障がい者支援施設等との契約は合計 70 件で、特命随意契約全体の 1.2%であり、最も多かったのは福祉部で 37 件であった。

また、起案文に記載された業者選定の理由を確認したところ、記載の要件だけでは、当該事業者のみが受注可能であると判断できないものが見られた。

各部の特命随意契約における区内事業者の割合は、表 5 のとおりである。

件数においては 63.6%、金額では 69.9%が区内事業者との契約である。

〈表 5 特命随意契約における区内事業者の割合〉

	特命随意契約		区内事業者(内数)			
	件数	金額(千円)	件数	割合	金額(千円)	割合
政策経営部	625 件	4,850,889	493 件	78.9%	4,722,057	97.3%
総務部	347 件	304,202	216 件	62.2%	23,607	7.8%
危機管理室	50 件	9,329	19 件	38.0%	1,461	15.7%
区民文化部	193 件	356,988	137 件	71.0%	262,081	73.4%
産業経済部	198 件	54,344	123 件	62.1%	22,187	40.8%
健康生きがい部(保健所)	1,008 件	5,225,225	592 件	58.7%	4,393,104	84.1%
福祉部	360 件	237,645	227 件	63.1%	35,953	15.1%
子ども家庭部	517 件	943,957	357 件	69.1%	790,821	83.8%
資源環境部	186 件	109,874	106 件	57.0%	7,422	6.8%
都市整備部	167 件	70,372	103 件	61.7%	43,556	61.9%
土木部	317 件	980,927	182 件	57.4%	445,654	45.4%
会計管理室	25 件	51,734	5 件	20.0%	96	0.2%
教育委員会事務局	743 件	2,789,748	387 件	52.1%	434,329	15.6%
選挙管理委員会事務局	51 件	9,216	26 件	51.0%	4,022	43.6%
農業委員会事務局	14 件	452	8 件	57.1%	36	8.0%
監査委員事務局	16 件	805	7 件	43.8%	129	16.0%
区議会事務局	43 件	8,731	27 件	62.8%	5,854	67.0%
小・中学校	1,207 件	49,860	846 件	70.1%	36,633	73.5%
計	6,067 件	16,054,298	3,861 件	63.6%	11,229,002	69.9%

※小・中学校には天津わかしお学校を含む

特命随意契約に対する区内事業者の割合を部別に見ると、政策経営部が 78.9%で最も高く、金額においても、政策経営部が 97.3%で最も高い。金額の割合が高くなった要因は、平成 29 年度における土地開発公社との土地購入に関する契約が、44 億円余となったところが大きい。

契約種類別の業者選定の理由は、表6のとおりである。

物品購入では⑥の「小規模事業者との契約」が1,151件で最も多く、物品購入全体の39.8%を占め、次いで多いのは②の「目的物が特定の者でなければ調達できない」が1,043件、36.1%である。修繕・工事では、①の「緊急性が高く複数の見積を徴する暇がない」が625件で、修繕・工事全体の51.9%を占めている。

〈表6 契約種類別の業者選定の理由〉

単位：件

種 類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
委 託	55	276	181	103	124	11	403	1,153
修繕・工事	625	63	223	7	2	201	84	1,205
物品購入	129	1,043	63	28	32	1,151	446	2,892
印刷製本	3	10	0	0	15	36	15	79
そ の 他	11	178	21	11	66	14	437	738
計	823	1,570	488	149	239	1,413	1,385	6,067

※契約種類「その他」の⑦には付合契約(257件)を含む

(意 見)

- 特命随意契約のうち、小規模事業者、区内事業者を選定し契約を締結する取組は一定の効果を挙げている。

こうした状況を踏まえ、今後は事務の効率化の観点からも、一者見積による随意契約の範囲拡大について、積極的に検討すべきである。

- 障がい者支援施設等からの優先調達については、件数、金額ともに実績が低いのが現状である。庁舎管理・契約課は、障がい者福祉課と連携して、優先調達による特定随意契約の一層の拡大に向けた具体的な取組について、検討を進める必要がある。

3 契約手続きにおける競争性、公正性は確保されているか。

各部の特命随意契約における予定価格の設定方法は、表7^{*6}のとおりである。

- ①カタログ定価等から積算
- ②前年度実績から積算
- ③同種の契約実績から積算
- ④契約事業者からの下見積
- ⑤契約事業者以外からの下見積
- ⑥決められた単価表等から積算
- ⑦その他

〈表7 特命随意契約における予定価格の設定方法〉

単位：件

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
政策経営部	20	1	0	560	0	17	27	625
総務部	46	15	0	266	0	12	8	347
危機管理室	1	0	0	30	0	6	13	50
区民文化部	6	25	1	145	0	2	14	193
産業経済部	11	11	0	167	0	0	9	198
健康生きがい部(保健所)	78	55	3	707	0	120	45	1,008
福祉部	36	29	26	92	1	158	18	360
子ども家庭部	30	9	1	402	0	64	11	517
資源環境部	0	1	0	138	0	10	37	186
都市整備部	6	14	0	130	0	7	10	167
土木部	3	11	0	247	1	9	46	317
会計管理室	7	4	0	7	0	0	7	25
教育委員会事務局	14	44	3	590	3	37	52	743
選挙管理委員会事務局	0	6	0	35	0	6	4	51
農業委員会事務局	0	0	0	14	0	0	0	14
監査委員事務局	1	0	0	15	0	0	0	16
区議会事務局	0	0	0	42	0	0	1	43
小・中学校	400	97	14	655	2	35	4	1,207
計	659	322	48	4,242	7	483	306	6,067

※小・中学校には天津わかしお学校を含む。

※⑦には付合契約(257件)を含む。

特命随意契約における予定価格の設定方法では、④の「契約事業者からの下見積」が、4,242件で全体の69.9%で最も多く、次いで①の「カタログ定価等から積算」が659件、10.9%である。

また、ほぼすべての契約で予定価格どおりの額で契約締結しており、金額に差異があったものは、全体で43件であった。

※6：調査回答は、①から⑦までの選択肢から一番近いものを選択する形式で集計した。

契約種類別の予定価格の設定方法は、表8のとおりである。すべての種類において、④の「契約事業者からの下見積」が最も多い。

〈表8 契約種類別の予定価格の設定方法〉

単位：件

種 類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
委 託	0	114	30	601	2	389	17	1,153
修繕・工事	2	12	6	1,185	0	0	0	1,205
物品購入	647	118	11	2,055	5	36	20	2,892
印刷製本	1	22	0	56	0	0	0	79
そ の 他	9	56	1	345	0	58	269	738
計	659	322	48	4,242	7	483	306	6,067

※契約種類「その他」の⑦には付合契約(257件)を含む

(意 見)

- 委託契約、工事契約においては、多くの場合、下見積金額、設計金額（起案上の予定金額）、契約金額が同額であり、かつ下見積事業者との特命随意契約となっており、競争性、公正性が確保されたと認められないものが一部見受けられた。

庁舎管理・契約課は、各課が見積内容の検討経過（業者選定経過）を起案文において明確にするなど、競争性、公正性のほか透明性を確保するための方策を検討する必要がある。

4 主管課契約における履行確認は適切に行われているか。

各部の特命随意契約における履行確認の方法は、表9^{※7}のとおりである。

- ①給付完了時の検査のみ
- ②給付完了時の検査のみ(作業写真等の関係書類も確認)
- ③給付完了時の検査+作業工程における履行確認
- ④③のうち給付完了時の検査+「委託契約履行確認票」による確認の場合
- ⑤給付完了時の検査(作業写真等の関係書類も確認)+作業工程における履行確認
- ⑥その他

〈表9 特命随意契約における履行確認の方法〉

単位：件

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
政策経営部	123	453	6	13	4	26	625
総務部	261	20	27	3	26	10	347
危機管理室	30	6	1	0	0	13	50
区民文化部	126	36	13	2	0	16	193
産業経済部	147	31	10	0	1	9	198
健康生きがい部(保健所)	755	142	25	23	1	62	1,008
福祉部	326	6	12	0	4	12	360
子ども家庭部	374	126	3	2	0	12	517
資源環境部	118	26	0	1	0	41	186
都市整備部	68	83	8	0	1	7	167
土木部	179	27	10	21	34	46	317
会計管理室	17	0	0	1	0	7	25
教育委員会事務局	466	159	10	37	22	49	743
選挙管理委員会事務局	40	0	7	0	0	4	51
農業委員会事務局	13	0	0	1	0	0	14
監査委員事務局	16	0	0	0	0	0	16
区議会事務局	42	0	0	0	0	1	43
小・中学校	1,010	82	83	2	30	0	1,207
計	4,111	1,197	215	106	123	315	6,067

※小・中学校には天津わかしお学校を含む。

※⑥には付合契約(257件)を含む。

特命随意契約における履行確認の方法では、①の「給付完了時の検査のみ」が4,111件で、全体の67.8%と最も多く、次いで②の「給付完了時の検査のみ(作業写真等の関係書類も確認)」が1,197件、19.7%である。また、検査を給付完了時のみに行うとした、①と②を合算すると5,308件、87.5%である。

契約種類別の履行確認の方法は、表10(P12)のとおりである。

修繕・工事においては、②の「給付完了時の検査のみ(作業写真等の関係書類

※7：調査回答は、①から⑥までの選択肢から一番近いものを選択する形式で集計した。

も確認)」が 890 件で、修繕・工事全体の 73.9%を占めている。修繕・工事以外では、①の「給付完了時の検査のみ」が各種類とも最も多い履行確認方法である。

なお、庁舎管理・契約課では、主管課による工事契約の一部について、抜き打ちによる検査を行い、工事の内容についてチェックリストに基づき、緊急、特命の理由、内訳書・図面の整合、見積書、写真などを検査し、必要に応じて指導を行っている。

〈表 10 契約種類別の履行確認の方法〉

単位：件

種 類	①	②	③	④	⑤	⑥	計
委 託	648	272	96	90	18	29	1,153
修繕・工事	143	890	73	8	89	2	1,205
物品購入	2,859	11	17	5	0	0	2,892
印刷製本	67	2	10	0	0	0	79
そ の 他	394	22	19	3	16	284	738
計	4,111	1,197	215	106	123	315	6,067

※契約種別「その他」の⑥には付合契約(257件)を含む

(意 見)

- 監査対象となった案件の中には、年間を通じて履行を求めるもの、区民の個人情報を取り扱うものなど、契約期間の途中であっても、履行状況の確認が必要なものがあり、契約期間満了後の完了検査のみで済ませている案件については、改めて履行確認の方法を点検する必要がある。

なお、平成 18 年 5 月に発出された「契約事務に関する留意事項について (委託契約における履行確認の徹底等)」では、委託契約の履行確認について、履行状況の確認を、契約期間の半ばまでに実施することを通知しているところであり、監督職員及び検査職員並びにこれらを指定する主管課長は、委託内容、仕様書等に応じて適切な履行状況の確認に努める必要がある。

第3 総括意見

平成28年度以降、主管課契約の可能な範囲が拡大されたことに伴い、各課の積極的な取組の効果もあって、契約事務の効率化は一段と進んでいる。庁舎管理・契約課は、今後なお一層、各課が適正に契約事務を執行し、競争性・公正性、履行の確実性を確保するため、的確な指導・助言を行うことが肝要である。

そのため、まず第一に、財務会計システムにおける契約事務に係るデータを統括的に管理し、各課の契約事務の状況を常に把握することが重要である。

現在の財務会計システムでは、庁舎管理・契約課は契約事務に関する統括的な権限を認められていないため、早急な改善が必要である。

第二に、区の各部署が契約事務を正確に行い、誤りを未然にチェックするような仕組みを検討することが必要である。

庁舎管理・契約課は、各課の担当職員の契約事務に関する知識、コンプライアンスの徹底について、継続的に取り組む必要がある。

平成 30 年度 特定項目監査結果報告書
「主管課契約における随意契約について」
(平成 31 年 3 月発行)

刊行物番号

30-146

発行 板橋区監査委員事務局
住所 板橋区板橋二丁目66番1号
電話 03-3579-2662